

No.	意見の概要	本市の考え方
1	<p>私は、本計画において、道路等公共空間に面した危険な【ブロック塀】の是正措置をより実効性ある制度として明文化すべきと強く意見します。</p> <p>本計画では、市指定耐震診断義務化対象路線沿道には該当するブロック塀等は存在しなかったと記載されています。</p> <p>しかし、弊宅から徒歩圏内において、倒壊の危険性を視認できるブロック塀が複数存在します。入居者の方へは本庁ご担当者様から既にご連絡済ですが、現段階で変化はありません。</p> <p>本市において義務化対象路線沿道に該当する塀が存在しなかったという事実は承知しています。しかし、それは市内に危険なブロック塀が存在しないことを意味するものではありません。制度の適用範囲と実際の危険発生地点との関係について、明確な検証と説明を本計画において示すべきですし、指定路線以外の通学路・生活道路沿道における危険塀の実態把握と是正方針を本計画に明記すべきではないかと考えます。</p> <p>道路に面するブロック塀は、私的財産であっても、その倒壊リスクは不特定多数の市民に及びます。これは純然たる私的問題ではなく、公共安全の問題です。</p> <p>行政計画においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正期限の明確化 ・未実施の場合の勧告および公表 ・通学路沿いの優先撤去 ・低所得・高齢世帯への補助拡充 ・是正状況の年次公表 <p>など、実効性を伴う仕組みを明記すべきです。</p> <p>最後に。2018年の事故を経てもなお、制度は「指摘」で止まったままのように感じます。また誰かが亡くならないと、制度や法は変わらないのでしょうか。市民の生命を守ることは理念ではなく、行政の責務です。本計画が実効性を持つものとなるよう、強く改善を求めます。</p> <p>専門家ではない一市民の立場からの意見ではありますが、命に関わる問題と考えると、あえ</p>	<p>耐震診断義務化対象路線は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号に基づき、大規模災害時に救助・救急、医療、物資輸送などの応急活動を迅速に行うための「広域緊急交通路」のうち、災害時の機能確保のため優先的に耐震化に取り組む路線として指定されたものです。</p> <p>同法に基づく市指定の耐震診断義務化対象路線沿道には該当するブロック塀は存在しないという事実を本計画（案）において記載しており、ご意見の通り市内に危険なブロック塀が存在しないことを意味するものではありません。</p> <p>現在、耐震診断義務化対象路線沿道以外の通学路・生活道路沿道における危険なブロック塀を通報等により覚知した際、適切な維持管理等による安全性の確保のため所有者等に対し指導等を行っており、市においても実態把握について情報収集に努めております。</p> <p>またブロック塀についてはご意見の通り私的財産であり、その所有と権利が保障されていますが、現行制度上、適切な維持管理等については所有者等の責任において行われるものであることから、安全対策に関し、さらなる周知啓発の実施及び点検を推奨していくとともに、引き続き維持管理等を含めた指導に努めてまいります。</p> <p>さらに、ご意見いただきましたブロック塀に関する実効性を伴う仕組みの明文化につきましては、国の方針や府の計画とも整合をとりながら実行性についても視野に入れ必要に応じて計画の見直しを行うなど検討してまいります。</p> <p>今回頂きました貴重なご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
1-2	<p>2018年の大阪府北部地震において、高槻市でブロック塀が倒壊し、登校中の児童が亡くなる重大事故が発生しました。ここで確認したいのは、あの事故が発生した道路は、耐震改修促進法に基づく義務化対象路線であったのでしょうか。仮に対象路線であったとしても、義務化制度の枠組みが実際の事故防止にどこまで機能しているのか、改めて検証する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>2018年大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事案について高槻市に確認したところ、当該路線が耐震改修促進法に基づく耐震診断義務化対象路線ではないとのことでした。</p> <p>その他詳細内容につきましては高槻市にご確認ください。</p>